

一一五六

【總持寺文書】 鳳至郡  
當寺爲大檀那、可被立入寺之祝香之由候。誠ニ珍重之至候。殊於末代不可有退轉候旨承候。猶以本望候也。恐々謹言。  
(永正十年) 十一月十日 義 元 在判

惣持寺

五院塔之禪師

一一五七

【總持寺文書】  
依納法、可被立入寺之祝香之由候。祝着候。仍而鳥目三千正令寄進候。寺中へ可預傳達候。恐々謹言。  
(永正十年) 十一月十日 義 元 在判

如意庵

十二月十七日。能登守護島山義元、鳳至郡總持寺に、櫛比莊諸岡村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

一一五八

能登國櫛比庄諸岡内常友名并國時散田之内、限荒志横道、

亡母藏春院爲菩提、惣持寺寺中に永代令寄進處也。可爲諸役免除。但此内金川入講田如無相違可有領知之狀如件。  
先規可有沙汰也。

永正十年十二月十七日

(島山善元) 修理大夫 在判

總持寺

衣鉢侍者中

永正十一年 甲戌 紀元二二七四

七月五日。幕府、松岡寺をして、近江日吉社領加賀田上郷金浦を押領するものを停めしむ。

【生源寺文書】 近江

一一五九

樹下修理大夫成純申、日吉十禪師御服料所加州田上郷内金浦事、爲嚴重社領之處、非分押領太不可然之旨、先度雖被成奉書違亂未休云々。不憚神罰之條以外次第也。早合力彼代官可被全所務之由被仰出也。仍執達如件。

永正十一年

七月五日

(基藤) 雄 在判  
(松田) 英 致 在判

松岡寺

(松岡寺は能美郡にありしそれなるべし。文明十七年九月廿一日の條にも見えたり。又田上郷金浦とあるは、後世田上郷の名も金浦村の名も存せざれども、金浦郷ありて河北郡・石川郡に跨がれり。案ずるに金浦郷は即ち古への田上郷なるべく、元來加賀郡なりしが、その大部の河北郡となり、一部の石川郡に屬するに及び、兩郡に分かれしものなるべし。) 十二月五日。能登守護島山義元、領國の錯亂に就いて幕府の奉行人飯尾貞運の來書に報す。

一一六〇

【飯尾文書】  
就當國錯亂之儀、委細示給候。本望候。誠不慮之儀失面目候。何様達本意、重而可申述候。恐々謹言。

(永正十一年) 十二月五日

(島山) 義 元 在判

飯尾近江守殿

(上書) 飯尾近江守殿

義 元

一一六一

【飯尾文書】  
尙々當國之儀未相調候間、旁取亂御返事延引、非疎意、由自私可申入旨候。

(島山善元)

就當國錯亂御札兩通、何以修理大夫申聞候。御懇示給候。祝著由委細以書狀被申入候。彌其方之儀御取合肝用候由、能々可申入旨候。次土田庄公用之儀、種々堅難被相尋候、一向於此方左様之儀無存知者候。其子細具從遊佐孫右衛門方可申入候間令省略候。祝儀猶重而可申入候。恐々謹言。

(永正十一年) 十二月五日

統 朝 在判

飯尾近江守殿

御宿所

(上書) 飯尾近江守殿

隱岐新左衛門尉 統 朝

御宿所